

令和2年度社会教育関係団体への補助金について

資料1

【社会教育法より抜粋】

(審議等への諮問)

第13条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあっては文部科学大臣が審議会等(国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第8条に規定する機関をいう。第51条第3項において同じ。)で政令で定めるものの、地方公共団体にあっては教育委員会が社会教育委員の会議(社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関)の意見を聴いて行わなければならない。

(単位:円)

団体名 項目	社会教育振興事業費 地域の社会教育活動の要である社会教育関係団体への一定の助成によって、組織強化及び活動を支援する。		ふるさと教育推進事業 郷土の偉人や歴史等の学習や体験活動を通じて、ふるさとへの理解を深め郷土愛を育むために、専門性や広域性を生かして活動する団体を支援し、ふるさと教育を推進する。		合計	対前年度比	備考
	H31年度	R2年度	H31年度	R2年度			
高知県社会教育委員連絡協議会	200,000	200,000	—	—	200,000	100%	
高知県公民館連絡協議会	262,000	262,000	—	—	262,000	100%	
高知県連合婦人会	460,000	460,000	389,000	260,000	720,000	67%	お遍路さんへの接待
高知県青年団協議会	520,000	520,000	—	—	520,000	100%	
高知県小中学校PTA連合会	770,000	770,000	—	—	770,000	100%	
高知県高等学校PTA連合会	2,700,000	2,700,000	—	—	2,700,000	100%	高校生育成員制 指導員報酬費含む
高知県国公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会	80,000	80,000	—	—	80,000	100%	
土佐史談会	—	—	421,000	370,000	370,000	88%	史談会講座、歴史散歩、 高校出前講座

令和元年度 社会教育関係団体(補助団体)の主な事業

社会教育関係団体名	加盟団体数	会員数 (人)	主な事業	目的
高知県社会教育委員連絡協議会	県 34市町村	348	研修会	社会教育関係者を対象とし、社会教育活動の推進と関係者の資質の向上を図る。
			地区別研修会	県内4地区において、生涯学習及び社会教育委員の役割等について研修を行う。
高知県公民館連絡協議会	30市町村	207館 (集例設置)	研修会	公民館職員や社会教育関係者等を対象とし、公民館活動及び社会教育活動の推進と関係者の資質の向上を図る。
			地区別研修会	県内6地区で、公民館活動の実践発表や研究協議、視察等を通じて研修を深め、各地域における公民館活動の活性化を図る。
			高知県公民館研究大会	社会教育施設として公民館が果たすべき役割やあり方について研究し、県内の公民館活動の活性化を図る。
高知県連合婦人会	23市町村 (25団体)	3,626	リーダー研修会	リーダーの資質の向上と、後継者を育成し、婦人会活動の活性化を図る。
			県婦人大会	婦人会員の資質の向上を図るとともに、会員や一般参加者との交流を深める。
			スポーツ大会	心と体の健康づくりと体のリフレッシュ、一般参加者との親睦を図り、地域活動の活性化につなげる。
高知県青年団協議会	11団体	200	県青年大会	県内の青年団が集い、体育・文化活動及び意見発表を通じて、交流を深める。
			青年問題研究集会	地域が抱える課題等について、分科会や交流会をとおして解決への方向性を見出す。
高知県国公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会	13園	765	県PTA研究大会	生涯学習の視点を踏まえ、時代の要請に応え得るPTAの指導者としての資質の向上を図り、PTA活動の活性化を図る。
高知県小中学校PTA連合会	275団体	45,542	地区PTA研究集会	地域に即した課題を考えながら、関係教育機関や団体・地域社会との連携によるPTA活動を推進する。
			土佐の子育て交流会	研修会を通して、PTA会員の資質の向上を図るとともに、家庭・地域社会の連携体制を推進する。
			県PTA新聞の発行	教育問題や人権問題等についての提起や、各市町村・単位PTA活動の情報交換のために新聞を発行し、学習を深めPTA活動の充実を図る。
高知県高等学校PTA連合会	45団体	12,814 (生徒数)	会長・会員研修会	各単位PTA会長や会員が参加し、家庭教育、学校教育、地域活動におけるPTAのあり方や、いじめ問題等の課題について研修を行う。
			高校生育成員制各地区連絡研修協議会	地区内各校育成員を中心に、関係機関とともに生徒の現状について情報交換を行い、今後の活動につなげる。
			高校生育成員制活動	育成員の所属校別に、交通安全指導や夜間指導をとおして、非行防止を図る。
土佐史談会	県内全域	417	土佐史談会講座 歴史散歩 高校出前講座	郷土の歴史や先人達の役割を理解するとともに、郷土への愛着心を高める。また、郷土史にゆかりのある史跡等を探訪し、郷土の歴史への関心を高め、郷土の魅力の再発見につなげる。

平成31年度高知県社会教育振興事業費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、平成31年度高知県社会教育振興事業費補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、主に青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動である社会教育を推進するため、別表1に定める社会教育関係団体（以下「補助事業者」という。）が行う次の事業に要する経費に対して予算の範囲内で補助する。

- (1) 社会教育推進体制の強化を図る事業
- (2) 青少年の健全育成及び校外活動の活性化を推進する事業
- (3) 文化的教養の向上に寄与する事業

(補助率及び補助対象経費)

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費及び補助率等については別表1に定めるとおりとする。

(申 請)

第4条 規則第3条第1項に規定する申請書の様式は、別記第1号様式によるものとし、これに次に掲げる書類を添えて、各1通を高知県教育長（以下「教育長」という。）に提出するものとする。

- (1) 事業計画書 (別記第2号様式)
 - (2) 事業実施計算書 (別記第3号様式)
 - (3) 収支予算書 (別記第4号様式)
 - (4) 県税の滞納がないことの証明又は県税の納税義務がない旨の申立書 (別記第11号様式)
2. 補助事業者が消費税に係る免税事業者である場合は、上記の書類に加え、別記第10号様式により証明書1通を教育長に提出するものとする。

(交付の決定)

第5条 教育長は、前条の申請が適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をし、補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助金の交付の決定の取り消し)

第6条 教育長は、補助事業者が別表2に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

(補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達するため、補助事業者は次の各号に掲げる事項を遵守しなけ

ればならない。

- (1) 補助金の交付決定を受けた補助事業について、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときは、あらかじめ別記第5号様式による事業内容変更申請書を提出し、教育長の承認を受けること。
 - ア 補助金の交付決定額の増額
 - イ 補助金の交付決定額の20パーセントを超える減額
 - ウ その他教育長が必要と認めるもの
- (2) 補助事業を中止し、若しくは廃止する場合又は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、若しくは補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに教育長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (3) 補助事業の実施に当たっては、別表2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならない。
- (4) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならない。
- (5) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
- (6) 県税の滞納がないこと。

（概算払の請求）

第8条 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、別記第6号様式による概算払請求書に概算払を必要とする理由及びその基礎を明らかにした書類を添付して教育長に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 規則第11条第1項の規定による実績報告書の様式は、別記第7号様式によるものとし、これに次に掲げる関係書類を添えて、各1通を、補助事業完了後30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに教育長に提出するものとする。ただし、これによりがたい場合は、翌年度の4月15日までに提出するものとする。

- (1) 事業実績書 (別記第2号様式)
 - (2) 事業実施計算書 (別記第3号様式)
 - (3) 収支決算書 (別記第8号様式)
- 2 補助事業者は、第7条第5号ただし書の規定により交付申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
 - 3 補助事業者は、第7条第5号ただし書の規定により交付申請した場合は、第1項の実績報

告を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第9号様式により教育長に報告するとともに、当該金額を教育長に返還しなければならない。

(グリーン購入)

第10条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県の定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(書類の保存)

第11条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出に関する証拠書類を当該事業終了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(情報公開)

第12条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合には、同条例第6条第1項に規定する非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成32年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第3項、第9条第3項、第11条及び第12条の規定は同日以降もなおその効力を有する。

平成31年度高知県ふるさと教育推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、平成31年度高知県ふるさと教育推進事業費補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、郷土の偉人や歴史等の学習や体験活動を通じて、ふるさとへの理解を深め郷土愛を育むふるさと教育を推進するため、別表1に定める社会教育関係団体(以下「補助事業者」という。)が行う次の事業に要する経費に対して予算の範囲内で補助する。

- (1) 郷土史等の学習
- (2) 異世代間の交流による青少年の健全育成のための活動
- (3) 地域文化にふれる体験活動

(補助率及び補助対象経費)

第3条 前条に規定する補助対象事業の補助対象経費及び補助率については別表1に定めるとおりとする。

(申請)

第4条 規則第3条第1項に規定する申請書の様式は、別記第1号様式によるものとし、これに次に掲げる書類を添えて、各1通を高知県教育長(以下「教育長」という。)に提出するものとする。

- (1) 事業計画書 (別記第2号様式)
 - (2) 事業実施計算書 (別記第3号様式)
 - (3) 収支予算書 (別記第4号様式)
 - (4) 県税の滞納がないことの証明又は県税の納税義務がない旨の申立書(別記第11号様式)
- 2 補助事業者が消費税に係る免税事業者である場合は、上記の書類に加え、別記第10号様式により証明書1通を教育長に提出するものとする。

(交付の決定)

第5条 教育長は、前条の申請が適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をし、補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助金の交付の決定の取消し)

第6条 教育長は、補助事業者が別表2に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

(補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達するため、補助事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金の交付決定を受けた補助対象事業について、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときは、あらかじめ別記第5号様式による事業内容変更申請書を提出し、教育長の承認を受けること。
 - ア 補助金の交付決定額の増額
 - イ 補助金の交付決定額全体の20パーセントを超える減額

ウ その他教育長が必要と認めるもの

- (2) 補助対象事業を中止し、若しくは廃止する場合、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに教育長に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業の実施に当たっては、別表2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (4) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約委託の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (5) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りではない。
- (6) 県税の滞納がないこと。

（概算払の請求）

第8条 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、別記第6号様式による概算払請求書に概算払を必要とする理由及びその基礎を明らかにした書類を添付して教育長に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 規則第11条第1項の規定による実績報告書の様式は、別記第7号様式によるものとし、これに次に掲げる関係書類を添えて、各1通を、補助事業完了後30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに教育長に提出するものとする。ただし、これによりがたい場合は、翌年度の4月15日までに提出するものとする。

- (1) 事業実績書 (別記第2号様式)
- (2) 事業実施計算書 (別記第3号様式)
- (3) 収支決算書 (別記第8号様式)

2 補助事業者は、第7条第5号ただし書の規定により交付申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第7条第5号ただし書の規定により交付申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第9号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

（グリーン購入）

第10条 補助事業者は、補助対象事業の実施において物品等を調達する場合は、県の定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

（書類の保存）

第11条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出の帳簿を備え、当該収入及び支出に関する証拠書類を当該事業終了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（情報公開）

第12条 補助対象事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）

に基づく開示請求があった場合には、同条例第6条第1項に規定する非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成32年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第3項、第9条第3項、第11条及び第12条の規定は、同日以後も、なおその効力を有する。

別表1 (第3条関係)

補助事業者	補助対象事業	補助対象経費	補助率
土佐史談会	(1) 郷土史等の学習	報 償 費	定額
		旅 費	
高知県連合婦人会	(2) 異世代間の交流による青少年の健全育成のための活動	消 耗 品 費	
		印 刷 製 本 費	
		通 信 運 搬 費	
		保 険 料 (参加者分は除く。)	
高知県連合婦人会	(3) 地域文化にふれる体験活動	使用料及び賃借料	

* 補助対象事業：市町村単位の会、役員会・総会等事業者内部の会は補助対象外とする。

別表2 (第5条、第6条、第7条関係)

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものをいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。

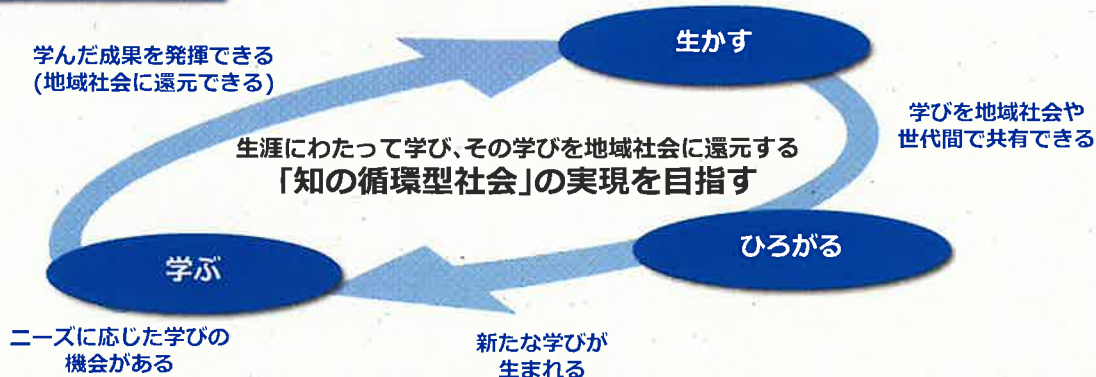
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

背景

<第2期教育等の振興に関する施策の大綱(案)>

社会・経済が急速に変化するとともに、個人の生き方も多様化している中で、県民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるようにするには、誰もが生涯にわたって学び続けられる環境を整備していくことが重要です。
また、個人の学びの成果がさまざまな場面で発揮されることで、地域や社会に好影響がもたらされます。

目指す姿



実現に向けた取組

学ぶ

■多様な学びの機会の提供

【拡】若者の学びなおしと自立支援事業費

若者サポートステーションにおいて、中学校卒業時及び高校中退時の進路未定者並びにニートや引きこもり傾向にある若者を支援
R2→40代への就労支援を開始

○読書ボランティア養成講座実施委託料

読み聞かせ等を行うボランティアの養成講座をNPO法人に委託して実施

生かす

■学びを地域に還元できる仕組みの充実

○地域学校協働活動推進事業

地域住民が学校の教育活動を支援する取組を組織的・継続的なものにする中で、地域ぐるみで子どもの育ちを支援する地域学校協働本部の設置拡大と活動の充実
R2→か所数の増

ひろがる

■学びを共有できる場の充実

○社会教育実践交流会 様々な地域課題の解決や人と人との関係が密な地域づくりをめざし、社会教育関係者が一堂に会して実践事例に学ぶ

○PTA活動振興事業 保幼小中高のPTA会員や関係者が一堂に集い、県内外の優れた実践事例に学ぶ(PTA研究大会)
学校・保護者・行政が集い、共通の課題意識を持って子どもたちを取り巻く状況の改善に向けて学ぶ(PTA・教育行政研修会)

循環を支える

○図書館管理運営費

オーテピア高知図書館が提供するサービスの充実・向上を図る

○市町村図書館等の振興

高知県図書館振興計画に基づき、市町村図書館等の振興を図る
R2→図書館(室)の振興に取り組む市町村への支援の充実

○青少年教育施設管理運営費

青少年教育施設整備費

青少年の健全な育成に向けて、多様な体験、宿泊を伴う研修、講習、野外活動などを行う施設(直営2・指定管理4)の管理運営及び整備

○社会教育推進人材育成事業費

地域の学びを支える人材を育成
(社会教育主事養成、市町村社会教育担当者研修)

○社会教育振興事業費補助金

地域の社会教育の要である社会教育団体への助成

○社会教育団体への支援

県公民館連絡協議会、県社会教育委員連絡協議会など
社会教育団体の運営を側面支援

<子どもたちを直接対象とした事業>

■学校教育ではできない学び・体験の機会の提供

- ・地域学校協働活動推進事業費<再掲>
- ・新・放課後子ども総合プラン推進事業<再掲>

【拡】自然体験型学習事業

森林環境税を活用し、子どもたちの2泊3日以上の宿泊体験を支援
R2→学校(市町村)に加え、社会教育団体やNPO法人等民間団体を補助対象に拡大

- ・青少年教育施設における主催事業
- ・高知みらい科学館運営費
- ・子ども司書養成講座
- ・ブックスタート応援事業
- ・ふるさと教育推進事業費補助金
- ・郷土学習支援事業委託料
- ・子ども地域学習推進事業委託料

○新・放課後子ども総合プラン推進事業

幅広い地域住民の参画により多様な体験・活動を行う子ども教室と、共働き世帯等の児童を対象とした児童クラブを一体的に推進
R2→か所数の増(児童クラブ)

○学び場人材バンク設置委託料

地域の人材を発掘・登録し、子ども教室や児童クラブに派遣

自然体験型学習事業

R2当初：4,380千円（入）4,380千円
 (R元：4,470千円（入）4,470千円)

事業概要

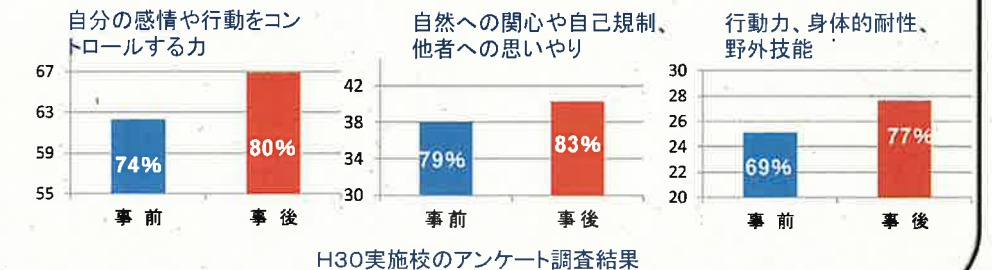
森林率日本一を誇る本県が、森林等、豊かな自然環境を利用した体験を中心とした森林環境教育を推進することで、モデルとなる体験プログラムを構築する
 小中学校の児童生徒を対象とした森林環境保全学習や体験学習を含んだ宿泊体験活動に対して定額の補助を行う。

期待される効果

- ◆高知県の森林をはじめとする豊かな自然の魅力に気づくとともに、中山間地域の抱える課題に対して自発的に思考し行動できる児童・生徒が育成される。
- ◆集団で宿泊体験を行うことで、友だちとの協働の大切さに気づき、仲間とともに課題に取り組む児童・生徒が育成される。
- ◆特に厳しい環境に置かれている児童生徒にとっては、多様な自然体験活動や集団宿泊体験等を通じて、協働の大切さや成功体験を実感できる貴重な機会となり、自己肯定感や有用感の向上が期待できる。

現状・課題

- ◆子ども達の自然体験活動や地域と関わる機会の減少 → 高知の豊かな森林をはじめとする自然や地域の魅力に触れたことのない児童・生徒の増加は郷土の魅力を実感せず成長してしまう懸念。
- ◆集団活動の不足・小規模学校の増加 → 他者と協働することが苦手な児童・生徒が増える懸念。
- ◆厳しい環境に置かれている児童生徒の割合が25.5% → 家や学校を離れた自然に関わる体験をせずに大人になる懸念。



事業目標

【自然体験型学習事業】

R2実施校及び団体：25箇所(R元：16校)
 参加児童生徒の「生きる力」に関する項目の数値→事前より事後の数値の増加した児童生徒の割合 100%(R元：調査中)

実施内容

大きな集団での活動が不足している子どもたち

過小規模校
 小学校65校
 (極小規模30校)
 中学校3校
 (極小規模2校)
 実施：小学校6校

小規模校
 小学122校
 中学校64校
 実施：小学校5校
 中学校7校

適正規模校実施：
 小学校1校

極小規模校：
 (小学校)2個学年を合わせて16人以下の複式学級で構成される3学級以下の学校
 (中学校)2個学年を合わせて8人以下の学級と他の学年を合わせて2学級以下の学校
 過小規模校：小学校1～5学級、中学校1～2学級
 小規模校：小学校6～11学級、中学校3～11学級

県内小学校139校、
 中学校68校(高知市除く)

《学校教育》

- ◇青少年教育施設や廃校を活用した2泊3日以上の宿泊体験を支援
- ◇森林環境保全、防災等、高知の豊かな森林をはじめとした自然環境を活用した多様なプログラムの実施
 ⇒友だちとの協働による社会体験や、野外活動による自然体験、生活体験の増加

補助概要：定額補助
 ・合同実施校数 → 数に応じて、定額金額を設定
 ・参加児童生徒数

自然体験型学習事業

《民間団体》

- ◇青少年教育施設やキャンプ場等を活用した1泊2日以上の宿泊体験を支援
- ◇森林環境保全、防災等、高知の豊かな森林をはじめとした自然環境を活用した多様なプログラムの実施
 ⇒学校・学年・地域を越えた参加者との協働による自然体験、生活体験の増加

学校教育以外で様々な自然体験活動を経験できる機会の増加が見込まれる。

学校・学年を問わず広く参加者を募り、自然体験学習や宿泊体験を実施できる団体等

NPO法人

民間団体

福祉法人

青少年教育関係団体

- ◇間伐・枝打ち体験、森林と防災についての学習など、森林に関する活動をプログラムに取り入れることが補助条件
- ◇活動については、林業事務所・森林組合・森林管理局・農業高校・林業大学校等との連携・協力を仰ぐ

【新】地域の学び場推進事業費

R2当初：1,050千円（＝）1,050千円

事業概要

県民の多様な学びのニーズに応えるため、民間が行う「地域の学び場」(「学びを必要としている人」と「教えたい人」が公民館などに集い、緩やかなルールのもとで学び、教え合う)取組を支援する。

現状・課題

- ・県教育委員会では、中学校夜間学級の設置に向けて検討を進めている状況
- ・一方、体験学校において「仕事をしながら毎日通うのは大変」「中学校の内容にとどまらず九九や割り算も学べたらいい」「もっとフランクに学びたい」といった声も多数ある状況
- ・こうした多様な「学び」のニーズに応えるため、先進事例(岡山市)を踏まえ、民間活力を支援することにより「地域の学び場」を県内に広げる

不登校児童生徒数(国公立小中学校)：1,059人※H30児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査
外国人住民数：4,332人※H29法務省「在留外国人統計」

事業目標

- ◆地域の学び場 設置箇所数・参加人数
- 第3期高知県教育振興基本計画期間中(R2～5)
- ・7か所(人口10万人につき1か所を想定)
- ・1か所につき年間400人参加(のべ)

「地域の学び場」のイメージ



実施内容

学びたいこと等を登録

学びたい人

(「学びを必要としている人」を想定)

<例>

- 基礎的な学習内容を学び直したいと考えている方
 - 学校は卒業しているがさらに学び直したいと考えている方
 - その他、外国籍で高知での生活に必要な情報を得たい方 など
- 「学びを必要としている人」**

つなぐ人(実施主体)

- マッチング(マンツーマンを基本)
- 「地域の学び場」の管理運営(月2回程度)
- 広報・周知

地域の学び場

<学びの例>

- 読み書き、計算 ○日本語
- 中学校レベルの学習
- 土佐弁その他高知での生活に必要な情報
- その他交流を深める事業 など

<場所の例>

- 公民館 ○その他社会教育施設
- 廃校となった学校 ○NPO法人事業所など

教えたいこと(教えられること)等を登録

教えたい人

(＝原則、無償ボランティアを想定)

<例>

- 教員免許など資格は有していないが「教えてみたい」と考えている方 ○退職教員
 - 日本語講師 ○NPO法人スタッフ など
- 「教えたい気持ちがある人」**

1か所あたり運営費	
コーディネーターの報償費	○学び場の管理運営 5h×月2回×12月=120h 120h×1,000円/h = 120,000円
需用費	○光熱水費 12,300円 ○教材費(問題集3セット) 17,700円 = 30千円
役務費	○通信費、保険料 = 43千円
使用料及び賃借料	○高知市立公民館条例における公民館使用料の平均 = 393円/h 393円×6h×月2回×12月 = 57千円
計	250千円
初年度開設準備経費	
学び場開催に必要な備品等	○机椅子:75,000円,印刷機*1:25,000円 計 100千円

①地域学び場運営支援事業費補助金

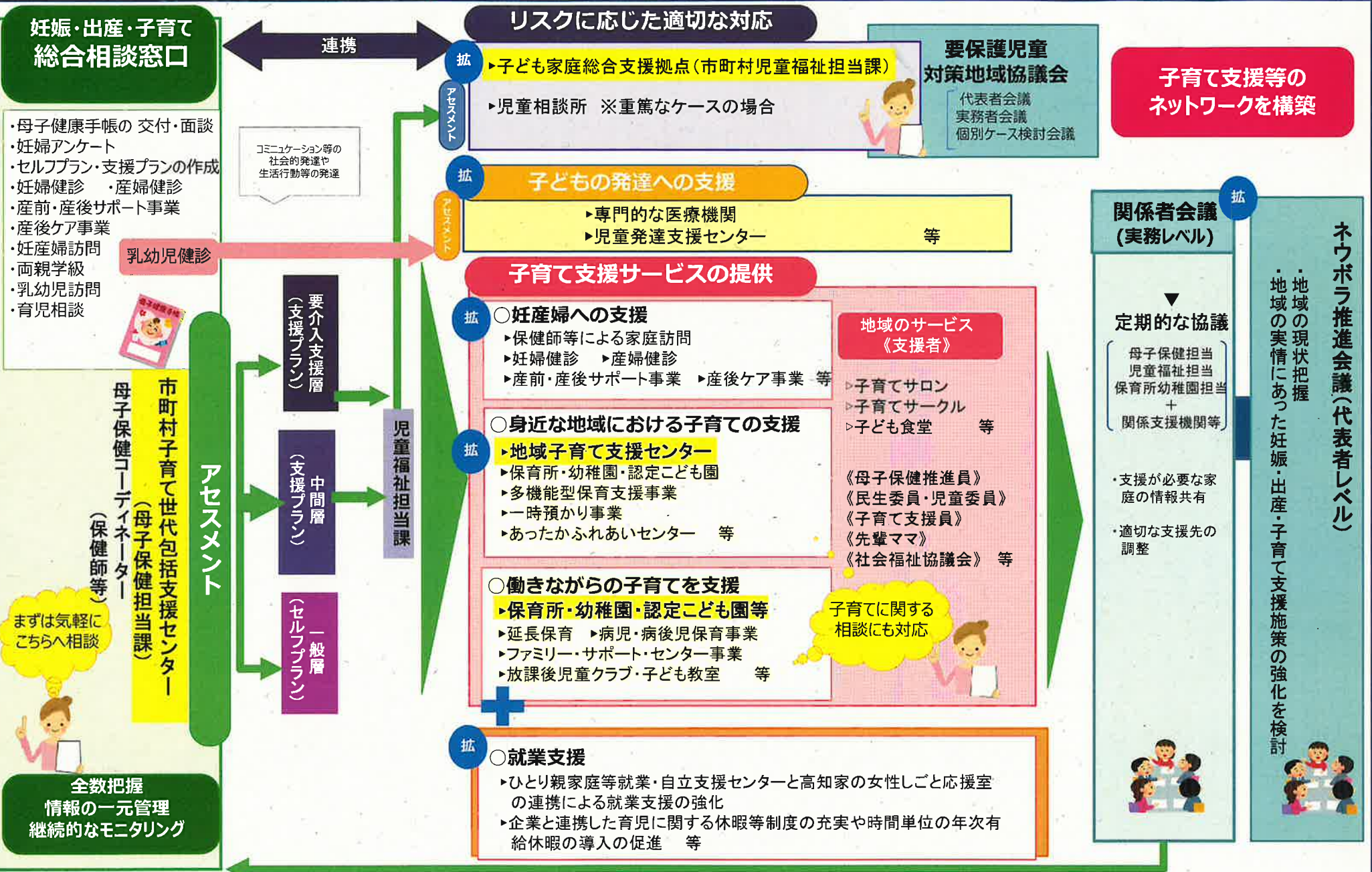
→民間が行う「地域の学び場」(上記は実施の一例)への財政支援(定額。1か所あたりの限度額：運営費250千円 初年度開設準備経費100千円)

②生涯学習活性化推進事業委託料

→県内の「地域の学び場」への支援(「学び場事例集」作成、生涯学習ポータルサイトを活用したPR等)

「高知版ネウボラ」の全体像

妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援



高知県社会教育委員会 提言にむけて

令和2年2月5日

内田純一・メモ

地域全体で子どもたちの成長を支える社会教育のあり方について

～「厳しい環境にある子どもたち」を社会教育の視点から支える方策～

【提言骨子】

1. 子どもたちの成長を支える「知の循環型社会」の構築
学び 活かし ひろげる
2. 「学校教育」ではできない学び・体験機会の拡充
 - 自然体験型学習の充実
 - オーテピア、未来科学館、文学館、美術館、歴史館等との連携充実
 - 多様な「子ども地域学習活動」への支援
3. 「居場所づくり」のサポート
 - 青少年教育関係団体の活動支援強化
 - 「子ども食堂」等の子ども援助グループへの教育的支援
4. 「つながりづくり」のサポート
 - 地域学校協働活動におけるコーディネート力の向上
 - 県や市町村の社会教育主事・社会教育士の適正配置と体制強化
 - 大学等と連携した若者メンターの養成
5. 「家庭教育支援」のサポート
 - 親子体験活動機会の拡充（県社会教育施設活動の強化やPTA、子ども支援グループへの援助）
 - 気軽に相談できるカフェなどの場づくりやネットワークづくりへの支援（『高知家の親の育ちを応援する学習プログラム』等を利用）
 - 特別な支援を必要とする子どもや親子に伴走できる支援者の育成と体制づくりへの支援拡充（医療・福祉との連携強化）
6. 実践交流会の継続

社会教育資源の現状と課題

【社会教育関係団体】○指導者・役員の高齢化及び固定化 ○会員数の減少による組織の弱体化 ○新規指導者や新規役員確保の困難 ⇒地域での横のつながりの脆弱化
 【社会教育施設】○ここ10年間で10館以上の公民館が閉館 ⇒公民館の老朽化 8町村で条例設置公民館がない
 【社会教育関係者】○社会教育指導員(27名 9/34市町村) ○社会教育主事(26名 13/34市町村 発令2町2名) ⇒社会教育のための予算の確保、事業化が十分にできていない可能性

現状と課題

- 家庭の厳しい経済状況や生活環境等を背景とする子どもたちの困難な状況がある。
→就学援助率が25.5%で全国1位。
(児童約8,200名が該当)
→ひとり親世帯比率2.1%で全国5位。
→生活保護被保護実人員全国が28.2人(人口千人当たり)で全国3位。
(文部科学省・総務省)
- 親の世代の生活・社会・自然体験等の不足が、子どもの生活・社会・自然体験の不足につながっている。
- 社会教育関係団体の指導者不足や会員数の減少に伴う組織の弱体化。

- 都市化、核家族化、地域のつながりの希薄化により、子どもたちが地域社会の中で成長を十分に見守られていない。
→保護者が本当に困ったときの相談相手が「いない」と回答した割合は約3~5%。子どもの学年が高くなるにつれて多くなっている。(高知県児童家庭課)

- 親世代の横のつながりの必要性に対する意識の低下。

- 子どもが自分の足で通える子ども食堂等の「居場所」の数はまだ十分ではない。

- 子ども食堂を社会教育としていかに支援、連携していくかの協議が必要。
- PTA等、潜在的な協力者への周知等をする必要がある。

- 居場所を運営する側の人たちとそれを支える人を増やすための工夫や仕組みが必要。

家庭教育をサポート

■提言(中間)

- 親の家庭教育力を向上させるための情報交換の場やネットワークづくりが必要。
→身近な地域で気軽に家庭教育について相談できる人たちをつくることで親同士がつながり、支えあうきっかけづくりを強化する必要がある。
- 親子体験活動など、子どもだけでなく親子が参加する野外活動は、生活・社会・自然体験の不足を補うだけでなく、親同士の交流の場となり、子どもとの接し方等、具体的な家庭教育に関する情報交換が行われることが期待できる。
- 体験活動へと導くための指導者や団体の育成が必要。
→地域の中に体験活動へと導く団体の活動が活性化し、持続可能な取組を行うことがためえるような支援が必要。

つながりづくりをサポート

■提言(中間)

- 学校教育と社会教育が両輪で子どもたちの多様な課題にあたるのがさらに重要となる。
→そのためには地域学校協働活動や地域のリソースを有効に活用することがもめられる。
- 県や市町村の社会教育主事や社会教育士、またはそれに相当する知識を備えたコーディネーターが学校の教員と地域(民間)をつなぎ、厳しい環境にある子どもたちを支援する必要がある。
→大学生など子どもと年齢が近い人が子どもたちのメンターとして関わることも検討。

居場所づくりをサポート

■提言(中間)

- 子どもたちの成長を地域でささえるための仕組みとして、子どもが自由に集える「学びの場」や「居場所」をつくるのが有効である。
- 子どもの「学び場」「居場所」だけでなく、親の学びが子どもの成長に還元されることを考慮し、「親の居場所」「たまり場」、親の育ちのための「大人の学び場」も必要。
→親が気軽に家庭教育について相談できるカフェなどの場づくり及びその支援。
→あらゆる世代を対象とした、ゆるやかに学べる場づくりとその支援。
- 居場所を運営する団体や人材および協力者の発掘や育成をおこなうことが必要。

方策(案)

■家庭教育支援の強化・拡充

- 社会教育施設等における体験活動の充実
- 青少年教育関係団体・家庭教育支援団体等の活性化に繋がる支援

■地域学校協働活動の内容の充実

- 市町村における社会教育主事の養成、配置の促進
- 社会全体で子どもを育てる仕組み作り
- 子どもと大学生等をつなぐ仕組み作り

■子どもや親の居場所づくり、学び場づくりの支援・充実

- いつでも、どこでも参加できる居場所の創出を支援
- 地域の人材の育成とそのしくみづくり